

指定管理料基準額の主な内容

指定管理者が行う業務に必要な経費（指定管理料）として積算した基準額301,405千円の1年分60,281千円の主な内容は、以下のとおりである。

（単位：千円）

区 分	金額	積 算 内 容
人件費	50,939	○非常勤職員報酬・一般職給料・職員手当等・共済費 ○次のとおり職員の配置を設定して人件費を積算 文化交流館 一般職：10人、会計年度職員：3人 ①館長：1人（一般職） ②副館長・ホール管理者：2人（一般職2人） ②受付・企画業務を行う職員：7人（一般職4人、会計年度職員3人） ③ホールの業務を行う職員：3人（一般職3人） ※「弘前市民文化交流館及び弘前市駅前こどもの広場内遊び場指定管理者募集要項」（以下、「募集要項」という。）及び「基準書」で定める基準を満たす職員数を配置することとし、必ず上記職員数を配置するというではない。
事務費	1,164	○消耗品費・印刷製本費・使用料及び賃借料 ・消耗品費：一般事務・管理に要する消耗品費 207 千円 ・通信運搬費：郵便料金等 17 千円 ・手数料：事務手数料 55 千円 ・使用料及び賃借料：コピー使用料 385 千円 ・備品購入費 500 千円
施設管理費	4,680	○修繕費（施設修繕費、物品修繕費）・各種業務に係る経費 ・施設修繕費：施設・設備に係る修繕費 } 1,000 千円 ・物品修繕費：備品等の修繕費 } ・各種業務に係る経費：「基準書」の仕様書1、3～8 3,680 千円
その他	3,498	○諸経費 ・市の指定事業 文化交流館等利活用促進業務 3,080 千円 ・木育啓発事業（仕様書2） 400 千円 ・保険料 18 千円
合計	60,281	税込み

【注1】

指定事業は、参加料等の収入や講師謝礼等の支出を提出書類である収支予算書に計上すること。
 指定事業費の合計は3,080千円以上とすること。

【注2】

修繕は、指定修繕料の範囲内で執行するものとし、収支予算書には上記修繕料と同額を計上すること。

【指定管理料には含まない市が執行する経費】

○事務費

- ・光熱水費

○管理費

- ・清掃、機械警備、除雪等の施設管理委託料
- ・施設修繕費及び物品修繕費：1件あたりの費用が1,000千円を超える修繕
- ・通信運搬費：電話料、FAX料、インターネット接続料（ヒロロスクエアホームページ等）